公の施設の指定管理者制度に関する運用指針

平成 18 年 7 月 3 日 18 高行管第 101 号 総務部長通知改正 平成 22 年 2 月 9 日 21 高行管第 494 号 総務部長通知改正 平成 27 年 12 月 25 日 27 高行管第 256 号 総務部長通知改正 平成 28 年 10 月 17 日 28 高行管第 181 号 総務部長通知改正 平成 29 年 4 月 27 日 29 高行管第 14 号 総務部長通知改正 令和 4 年 6 月 13 日 4 高行管第 70 号 総務部長通知改正 令和 7 年 8 月 26 日 7 高行管第 241 号 総務部長通知改正 令和 7 年 11 月 4 日 7 高行管第 363 号 総務部長通知

第1 運用指針の目的

この運用指針は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づく公の施設の指定管理者制度について、事務処理の基本的な方針を定めるものである。

第2 指定管理者制度の導入に関する基本的事項

1 指定管理者制度の積極的な活用

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを主な目的とするものであり、このことを十分に認識して当該制度を積極的に活用するものとする。

2 事務手続上の留意事項

指定管理者制度の導入手続においては、常に透明性・公平性を確保するとともに、幅広く民間事業者やNPO等(以下「民間事業者等」という。)の参画が得られるよう配慮する。

3 指定管理者が行う業務の範囲

制度の趣旨からは、施設の管理を指定管理者に包括的に行わせることが基本となる。ただし、施設のハード面の管理とソフト面の企画等の事業を分離しても効果的・効率的な運営を阻害しないと判断されるものについては、民間事業者等の参入を得る観点から、施設のハード面の管理に限定して指定管理者に行わせることを検討すること。

なお、指定管理者が行う業務については、条例で規定する業務(以下「管理業務」という。)とし、その範囲は別紙のとおりとする。また、指定管理者の公募に際し、民間事業者等に利用者の更なるサービスの向上を図るための事業を提案させることができるものとする。

4 サービス改善提案事業

(1) 対象施設

3の規定により民間事業者等に提案させることができる事業(以下「サービス改善提案 事業」という。)の対象となる施設は、次に掲げる基準の全てを満たす施設とする。

ア 指定管理者の選定手続において、公募を行う施設であること。

イ 年間の施設利用者数が10万人以上であること。

ウ 施設の設置目的や業務内容を踏まえ、サービス改善の効果が施設利用者数の増など定量的に表れることが見込まれる施設であること。

(2) 事業に係る費用

サービス改善提案事業が、第3の3の(1)に規定する審査委員会で適当と認められた場合においては、指定管理代行料にサービス改善提案事業に係る経費を上乗せするものとし、その上限額は、次の表の左欄に掲げる参考価格(指定管理者へ支払うこととなる委託料の基準。以下同じ。)に応じ、同表の右欄に掲げる額とする(消費税及び地方消費税を含む。)。

参考価格	上限額
1億円以上	100万円
5,000万円以上1億円未満	75万円
2,500万円以上5,000万円未満	50万円
2,500万円未満	25万円

5 直営施設等における制度導入の可能性の検討等

これまで指定管理者制度の導入に取り組んできた施設だけでなく、県が自ら管理運営を行っている直営施設や、今後、県が新たに整備を行う公の施設についても指定管理者制度の 導入の可能性を検討するとともに、引き続き県が直営する場合であっても、外部に委託す ることがふさわしい業務は積極的にアウトソーシングするものとする。

6 指定期間

指定管理者の指定期間は、5年以内を原則とし、施設の設置目的や業務内容、利用者の状況、サービスの継続性・安定性等を踏まえ、施設ごとに設定する。

第3 指定管理者の選定手続に関する事項

1 公募の原則

指定管理者は、制度の趣旨・目的からして、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に発揮し、かつ、経費の縮減が図られる者を選定することが望ましいと考えられるため、 原則として公募する。

なお、当該公の施設の適正な管理を確保するため、公募を行わないことについて相当の 理由がある場合は、公募によることなく適当な団体を選定することができる。その際は、 あらかじめ、その適否について、外部有識者等の意見を聴取することとする。また、公募 によらない理由を対外的に明らかにすること。

【公募によることなく指定管理者を選定する場合の事例】

- ・ 施設の特性上、団体の創意工夫をこらした付加価値の高いサービスの提供を行う余 地が限定的であり、特定の団体に管理運営を行わせることが施設の効果的な運営につ ながると認められる場合
- ・ 公募を行ったが応募が無かった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理者の候補者と して選定できる団体が無かった場合
- ・ 指定管理者の指定の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要が生じた場合
- その他公募によることが適当でないと認められる特段の事情がある場合

【外部有識者からの意見聴取方法(例)】

- ・ 県として直指定の方針を決定する時期(更新前年度の7月頃)までに
 - ① 既存の評価委員会で意見を聴取
 - ② 選定(審査)委員会を、直指定の適否と事業提案の評価で2回に分けて実施

など

※ なお、意見の聴取は、委員を集めて行う開会形式ではなく、委員から文書で意見 を聴取するなどの簡易な方法も考えられる。

2 指定管理者の公募手続

(1) 募集方法

指定管理者の募集は、原則として、施設ごとに行う。ただし、サービスの向上、経費の縮減、管理運営の一体性の観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と認められる場合は、一括して募集することもできるものとする。

なお、指定管理者の公募に当たっては、高知県公報で公募の公告を行うとともに、県の 広報及びホームページへの募集要項の掲載、マスコミの活用等により、広く一般に周知を 行う。

(2) 募集期間等

周知や手続きに十分な期間を確保する必要があるため、募集期間は60日以上とし、施設の規模等に応じて応募者が対応できる十分な期間を確保する。

再公募や緊急を要する場合でも、少なくとも2週間以上の募集期間を確保するよう努める。

また、公募後の候補者の選定作業や議会の議決、協定締結のための協議、業務の引継等に十分な期間を確保する必要があることを考慮して、募集の開始時期を適切に設定する。

【4月に向けて指定管理者を選定する場合の標準的なスケジュール】

公募前 設置管理条例の改正(必要に応じて)

前年度7月中旬 指定管理者を公募することの予告広報

7月下旬公募開始9月下旬公募終了

10月 指定管理者候補者の選定作業、審査委員会の開催

11月 指定管理者候補者の決定、議案提出の決裁等

12月 12月県議会(指定の議決)、指定(指令)

1月~3月 協定の協議、協定書締結

※既存管理者から指定管理者への業務の引継ぎ

4月 指定管理者による運営開始

(3) 応募者の資格要件

ア 地域要件

指定管理者の公募に当たっては、施設を適切に管理する能力を求めることは当然であるが、一方では地域経済の活性化や県内雇用の確保も念頭に置く必要があるため、募集要項等においては、次のとおり事業者の所在地等に係る要件を定めるものとする。

- ・ 県内事業者(県内に主たる事業所(本社又は本店等)を置く者をいう。以下同 じ。)を対象に募集することを基本とする。
- ・ 地域に密着した施設や比較的小規模の施設であって、地域内の事業者や団体に管理させることが望ましいと認められる場合には、更に一定の地域要件を付けることもできることとする。ただし、競争性の確保に留意し、「なぜその地域内の事業者でなければいけないのか」の理由を明らかにする。
- ・ あらかじめ県内事業者での対応が困難であることが想定される場合又は県内事業者に限定することによって競争性が著しく損なわれることが想定される場合は、県内事業者の履行能力を強化することを目的として、複数の事業者によるグループでの応募を要件とすることを検討する。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- (ア) 県内事業者のみによるもの
- (イ) 県内事業者と県外事業者(高知県内に事業所、事務所等(以下「事業所等」 という。) を置く者に限る。なお、応募時点において事業所等を置いていない場合 は、指定管理を開始する時点までに事業所等を置く者に限る。) によるもの

イ 知事等が役員を務める団体の除外

指定管理者を募集・審査するに当たり、応募側と審査側の要人が同一という状況は公平公正な選定の観点から回避することが望ましいと考えられるため、県議会議員、知事、副知事、委員会委員等が役員に就任している団体は、公募の段階で対象者から除外するものとする(委員会委員等にあっては、その職務に関連する施設についてのみ対象から除外する。)。

なお、指定管理者を公募によることなく指定する場合は、この限りでない。

ウ その他の制限事項(欠格事項)の例

- ・ 法律行為を行う資格を有しない場合
- 団体の役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる場合
- 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしている場合
- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合
- ・ 県から指名停止の措置を受けている場合又は指名停止となる措置要件に該当している 場合
- 法人県民税、法人事業税、消費税等を滞納している場合
- ・ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団及びその利益となる活動を行っている場合
- ・ 応募者の代表者が同一の公募において2以上の応募をした場合

(4) 外郭団体等が指定管理者に応募する場合の対応

指定管理者の公募に対し、県の外郭団体等が応募する場合、県職員が当該団体の事業運営や意思決定等に影響を及ぼす立場にある役員(理事長、専務理事等)に就任しているときは、原則として当該役員を辞任することとする。また、県職員がその他の役員に就任している場合は、県が当該団体を設立した目的に沿った事業運営を行うため、必要最小限の関与をすることが適当なものを除き、辞任する。

(5) 募集要項への記載事項

応募者が施設の目的や事業内容等を十分に理解し、その経営ノウハウを生かして柔軟な発想で提案を行うことができるように、また、指定管理者の選定に係る透明性を高める観点から、募集要項には次のような内容を記載する。

【募集要項への記載事項(例)】

- 施設、設備及び物品(以下、「管理物件」という。)の概要(名称、所在地、設置目的、規模、内容、事業の目的等)
- 施設の管理運営と指定管理者募集の基本的な考え方
- ・ 指定管理者が行う管理業務の範囲の具体的な内容、指定管理者に期待すること
- ・ サービス改善提案事業の範囲等
- ・ 募集期間(申請書の受付期間、質問受付期間)
- 参考価格
- 応募資格
- ・ 失格とする要件
- ・ 審査の方法、項目、基準及び配点等
- 指定期間
- 利用料金制の有無
- 県と指定管理者の責任の分担
- ・ 事業の継続が困難になった場合の措置
- ・ その他必要事項
 - ※ サービスの向上を図る意見を広く募る趣旨から、応募時に提出させる書類には、施設についての改善点(設備の更新等を含む。)を自由に記載できる欄を設けること (審査の対象とはならないことに留意)。

(6) 現地説明会の開催

応募予定者に施設の情報を提供するため、必要に応じて現地説明会を開催する。

(7) 質疑応答の公表

応募者等からの質疑については、受付期間を設け、企業情報・個人情報に配慮した上で 回答をホームページ等で公開するものとする。

3 指定管理者候補の選定手続

(1) 審査委員会の設置

- ア 応募者から提出された管理業務に係る申請書及び事業計画書等を審査し、指定管理者 の候補者を選定する審査委員会を設置する。
- イ 審査委員会は、5名程度の委員で組織し、審査の公平性を確保するために有識者や利 用者代表など外部の者を半数以上の割合で委員に加えることが望ましい。
- ウ 指定管理者の公募を行い、県職員が役員に就任する外郭団体等から応募があった場合 は、県職員は審査委員に加わらないこととする。
- エ 審査委員会の委員名及び委員ごとの採点表等については、指定管理候補者の選定後に 情報公開の対象となることから、あらかじめ委員の就任時に氏名及び採点表の情報公開 について承諾を得ておくことが望ましい。

(2) 審査基準

ア 次を参考として管理業務に係る審査基準を設け、施設の規模や特性に応じて審査項目 や項目ごとの配点を定め、募集要項に明示するものとする。

【審杳基準 (例)】

- ・ 施設の設置目的を達成できるものであること。
- ・ 住民の平等な利用が確保できるものであること。
- 施設の効率的な利用や経費の縮減が図られるものであること。
- ・ 団体の創意工夫をこらした付加価値の高いサービスの提供により、県民サービスの 向上に資するものであること。
- 団体が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。
- ・ 個人情報の保護が図られるものであること。
- ・ 関係法令の遵守や利用者の安全が確保されること。
- ・ その他必要事項
- イ 審査項目のうち、提案価格に係る配点については、原則として100点満点中25点以上 の配分を行う。ただし、施設の専門性・継続性を確保するために必要と認められる場合 は、この限りではない。

また、応募者から提案された価格については、算式を用いて公平かつ客観的な評価を 行うものとする。

【提案価格の評価方法(例)】

※ 提案価格を得点に大きく反映させる必要があると認められる場合は、上記の算式と段階評価 (例:参考価格よりも1千万円以上安価 = 10点加点、500万円程度安価=5点加点等)を併用 するなどの工夫をすること。

ウ 応募者からの提案では、施設の適正な管理を確保することができないと認められる場合は、総合得点による評価を行うことなく、その提案を失格とすることができるものとする。失格とする要件については、あらかじめ募集要項に明示すること。

(3) 審査方法

ア 審査方法については、募集要項で定めた審査基準及び審査方法に基づき、書類審査、 ヒアリング、プレゼンテーション等の方法で行い、審査委員が個別に採点する。

各委員の採点を合計した総合点の最高得点者について、審査委員会が指定管理者候補者として妥当と決議した後に、各部局長において指定管理者候補者を決定する。

イ 指定管理者(候補者)に事故があった場合に備え、審査委員会で第2順位以下の者を 予備候補として選定しておくこともできるものとする。

(4) サービス改善提案事業の適否の決定

審査委員会は、指定管理者候補者からサービス改善提案事業の提案がされている場合は、当該サービス改善提案事業の内容を審査し、その適否を決定するものとする。

(5) 審査結果等の情報公開

指定管理者の選定手続の公平性、透明性を確保するため、選定の過程や審査結果については、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づき、個人情報等の保護に注意しながら積極的に公開することとし、情報公開の基準は、おおむね次のとおりとする。

なお、応募団体に関する情報を公開することについては、あらかじめ募集要項で明記する。

【情報公開の基準】

時期	情報の内容	公開基準	備考
募集中	参考価格	0	
	審査基準等の内容と配点	0	
	現地説明会への参加者数	\circ	
	現地説明会への参加者名	×	
	審査委員会の委員数	0	
	審査委員の氏名	×	

募集	応募者数	0	
締切時	応募者名	×	
	応募者の事業計画書等の内容	×	その他項目の公開基準は募集中と 同じ
選定後	応募者数	0	
	指定管理者候補者の名称	0	
	その他の応募者の名称	\circ	
	指定管理者候補者の総得点	0	
	その他の応募者の総得点	0	その他の応募者の名称は「B社、 C社」等として公表
	審査結果(選定理由、提案に対する評価等)	0	
	管理代行料の見込額(全応募者からの提案	0	
	額)	0	
	サービス改善提案事業の適否 全応募者の事業計画書等の内容	0	企業情報に当たる部分は条例に基づき 個別に開示・非開示を判断する。
		\circ	
	審査委員の氏名	0	各応募者の名称及び得点(採点結 果)を開示することを募集要項に
	審査委員ごとの採点表	0	米)を開かりることを募集委項に 明記する。
	得点の集計表等		

<公開基準> ◎…ホームページに掲載するなど積極的に公開する情報

○…ホームページには掲載しないが、公文書開示請求に対して公開する情報

×…基本的には公開しない情報

第4 指定管理者の指定

1 指定の議決

指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第244条の2第6項に基づき、あらかじめ議会の議決を得る。

2 債務負担行為の議決

複数年度にわたる指定期間を設けて、複数年度にわたる協定を締結する場合は、債務負担行為の議決を受けるものとする。ただし、利用者からの料金収入のみで運営され、県の経費の支出を伴わない場合は、この限りでない。

3 指定管理者の指定

指定管理者の指定は議会の議決後、指令で行う。

また、指定管理者の指定を行ったときは、遅滞なく告示を行うこととする。

4 協定書の締結

指定をした後、指定管理者に行わせる業務の範囲や支払う委託料の額等の細目的事項を 定めるため、指定管理者との間で協定書を締結する。

協定書は、原則として、指定期間を通じた全般的事項を定める協定(基本協定)と単年度ごとの詳細事項を定める協定(年度協定)の二段階に分けて締結することとするが、指定管理者との協議により指定期間全体を一括して締結することもできるものとする。

なお、基本協定では、物品を含む管理物件の内容を明確にするため、一覧を協定書に添付等するとともに、締結時には、県と指定管理者において現物確認を行うものとする。

【協定事項(例)】

- 指定期間
- 管理物件の内容、管理業務の内容
- ・ 県民サービスを維持向上するための取組事項(サービス改善提案事業を含む。)
- ・ 利用料金に関する事項
- 管理代行料に関する事項の金額、支払時期及び方法、金額の変更方法
- 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・ 管理業務を行うに当たって購入し、又は調達した物品に関する事項
- ・ 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書の情報の公開
- 事業報告等に関する事項(管理業務の調査等、事業報告書の提出)
- ・ 事業の継続が困難になった場合の措置
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- 指定期間満了時における原状回復義務
- 指定管理者の損害賠償義務
- ・ 県と指定管理者とのリスク分担
- 関係法令等の遵守
- ・ 事業の引継ぎに関する事項
- ・ その他県が必要と認める事項

第5 指定管理者制度導入後の対応

1 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、県に提出しなければならない。

【事業報告書への記載事項(例)】

- 管理物件の状況、管理業務の実施状況、施設の利用状況
- 料金収入の実績や管理経費等の収支状況
- 財務諸表など団体の経営状況に関する資料
- その他県が施設の管理運営状況を把握するために必要な事項

2 管理業務に関する調査等

- (1) 施設の適正な管理を期するため、指定管理者に対し、必要に応じて管理業務の処理状況 につき、随時に調査し、又は必要な報告を求める。
- (2) 指定管理者による管理業務の履行状況について、定期的に評価を行い、管理業務の適正 な履行とサービスの質を確保する。
- (3) 施設所管課と指定管理者は相互に協力して、利用者へのアンケート調査やホームページ上での意見の募集などを行い、施設運営の改善点や利用者のニーズの把握に努め、利用者へのサービス向上を図るものとする。
- (4) 事業報告書の内容や実際の業務の状況、実地調査の結果等から、問題があると認められる場合には、速やかに業務内容の改善について指示する。

3 指定の取消し・管理業務の停止

指定管理者が知事の指示に従わないときや、管理業務を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

【指定の取消し等の原因となる事由(例)】

- ・ 施設の設置目的が達成できない場合や住民の平等利用が確保されないなど、管理業 務が適正に行われない場合
- ・ 報告書の提出に応じない場合、虚偽の報告を行った場合、県の調査に応じない又は 妨げた場合
- ・ 施設の設置条例、施行規則又は協定に違反し、是正されない場合
- 指定管理者の応募資格を失った場合
- ・ 指定申請書又は添付書類の内容に虚偽があることが判明した場合
- ・ 団体の経営状況の悪化等により、施設の管理業務を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
- ・ 組織的な違法行為が行われるなど、施設の管理業務を行わせておくことが社会的に 不適当と判断される場合
- ・ その他管理業務を継続することが適当でないと知事が認める場合

第6 その他

この指針と異なる事務手続を行おうとするときは、総務部と協議するものとする。

第7 施行期日

この指針は、平成18年7月3日から施行する。